

宇治市集会所地域移行支援補助金

令和5年4月改訂

宇治市地域コミュニティ再編計画の策定に伴い、平成31年4月より「集会所地域移行支援補助金」を創設しました。

地域の自主的で活発なコミュニティ活動を促進し、それぞれの地域が主体性を発揮することによる地域コミュニティの更なる活性化に向け、補助制度をご活用ください。

申請前（事業開始前）に市民協働推進課と協議をしてください。

対象となる集会所

以下 または のいずれかの集会所が対象となります。

市から譲渡を受けた集会所（元公立集会所）であること

公立集会所の代替としてあらかじめ市が新設の計画を認めた民間集会所

<その他共通の要件>

- 申請団体が自らの負担と責任において管理及び運営を行う、又は行う見込みのあること
- 主として地域コミュニティ活動に使用する、又は使用する見込みのあること
- 所有関係、賃借関係等が明らかであること

補助事業の種類

A) 改修等（対象例は裏面に記載）

- 改良や修繕、増築を行うとき
- 集会所に必要な備品を購入するとき
- 地域コミュニティに係る活動に必要な備品を購入するとき
- 運営管理に必要な消耗品等を購入するとき

補助率 10 / 10

補助限度額 250万円

事業費が10万円以上のものが対象です

B) 登記手続き

- 集会所の表題登記を行うとき
- 所有権の保存の登記を行うとき
- 所有権の移転の登記を行うとき

補助率 10 / 10

補助限度額 30万円

A) について

- ・ 集会所毎に、複数の年度に分けて申請が可能ですが、申請は年度中1回限りです。
- ・ 複数の年度に分けて申請される場合でも、1つの事業は年度内に完了してください。
- ・ 複数の年度に分けて申請される場合でも、補助金の合計限度額は250万円です。
- ・ 譲渡を受けた日または市が計画を認めた日から申請できます。ただし、申請期限はその日の翌年度から3年後の年度末までとなります。（例：令和2年4月1日譲渡 令和5年度末まで）

B) について

- ・ 集会所毎に、申請は1回限りです。

A, B 共通

- ・ 個人や特定の団体が占有するものや集会所内で使用者を限定するもの、特定の団体や個人の利益につながるもの、集会所以外で使用するものは対象外です。

宇治市役所 総務・市民協働部 市民協働推進課

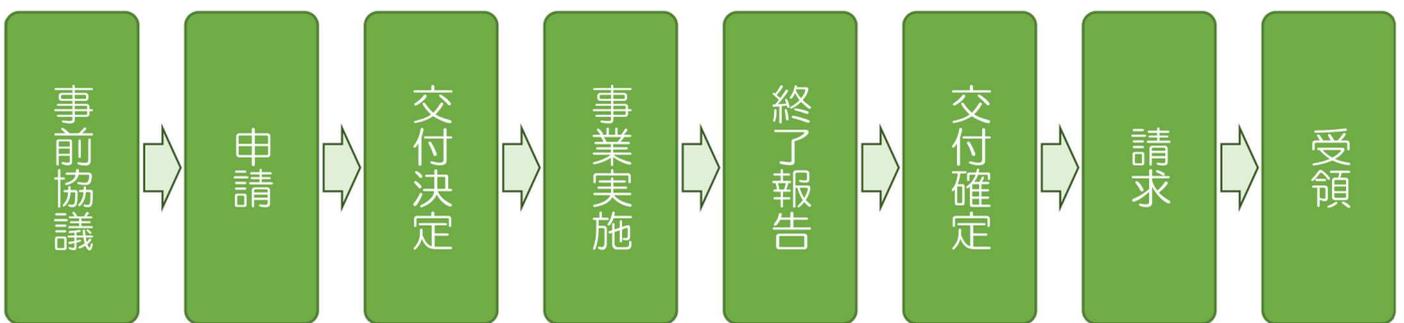
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

TEL:0774-22-3141(代表) 内線 2202・2203 E-mail: community@city.uji.kyoto.jp

補助申請の方法

- 受付 市民協働推進課（市役所本庁舎3階）
- 申請時期 補助金の交付を受けようとする事業の開始前（事前協議必須）
事業は申請年度と同年度内（4月から翌3月まで）に終わる必要あり
- 申請者 対象となる集会所を管理運営する認可地縁団体等（町内会・自治会）
認可地縁団体 地方自治法の規定により市から認可を受けた町内会・自治会
- 申請に必要な書類 事前協議時に案内

補助申請の流れ



A) 改修等の事業の対象例

<p>改良や修繕、増築を行うとき</p> <p>和室のフローリング化 トイレの洋式化 システムキッチンへの変更 エアコンの整備 床暖房の整備 土地の造成（ の集会所のみ）</p> <p>× 太陽光発電設備の設置 × 駐車場・駐輪場の整備</p>	<p>集会所に必要な備品を購入するとき</p> <p>長机・和机（キャスター付き） ホワイトボード・黒板 ガスコンロ・IHコンロ 温水暖房便座 表看板（表札） 消火器 倉庫</p>
<p>地域コミュニティに係る活動に必要な集会所で使用する備品を購入するとき</p> <p>冷蔵庫、テレビ 映像機器（プロジェクター等） 音響機器（スピーカー等） ピアノ</p> <p>× 縁日、お祭り用品（景品、くじ、うちわ等） × 手芸用品（毛糸、布等）</p>	<p>運営管理に必要な消耗品等を購入するとき</p> <p><上限30万円></p> <p>湯茶用品（湯呑、急須等） 掃除用品（バケツ、ほうき等） 座布団・スリッパ 樹木の剪定・伐採、草刈 清掃費用（エアコンクリーニング等）</p> <p>× 水道代・電気代・ガス代</p>